別表六の二（九）　記載要領

1　この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「翌期繰越額 ㉑－㉒ ㉓」の外書には、租税特別措置法第68条の15の８第１項から第５項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(三)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二(十)及び別表六の二(十)付表を削る。

別表六の二(十一)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十一)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑦」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑤」）」に改め、同表を別表六の二(十)とする。

別表六の二(十一)付表を別表六の二(十)付表とする。

別表六の二(十二)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「９」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十一)付表「９」の合計）」に、「個別帰属額基準額の残額（(13)又は(13)－(8)）－（別表六の二(二十)「８」）－（別表六の二(二十一)「９」）」を「個別帰属額基準額の残額（(13)又は(13)－(8)）－（別表六の二(十九)「８」）－（別表六の二(二十)「９」）」に、「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「55の①」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑨」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「７の⑦」）」に、「総調整前連結税額基準額の残額（(28)又は(28)－(25)）－（別表六の二(二十)「25」）－（別表六の二(二十一)「26」）」を「総調整前連結税額基準額の残額（(28)又は(28)－(25)）－（別表六の二(十九)「25」）－（別表六の二(二十)「26」）」に改め、同表を別表六の二(十一)とする。

別表六の二(十二)付表を別表六の二(十一)付表とする。

別表六の二(十三)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を